

# 内閣府

○ 都市再生安全確保計画策定事業費補助金.....	P.1
○ 国家戦略特区に係る税制上の特例.....	P.2
○ 国家戦略特区支援利子補給金.....	P.3
○ 総合特区推進調整費.....	P.4
○ 総合特区支援利子補給金.....	P.5
○ 国際戦略総合特区に係る税制上の特例.....	P.6
○ 地域活性化総合特区に係る税制上の特例.....	P.7
○ 地域再生基盤強化交付金.....	P.8
○ 地域再生支援利子補給金.....	P.9
○ 特定地域再生事業費補助金.....	P.10
○ 特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例.....	P.11
○ 特定地域再生事業に係る地方債の特例.....	P.12
○ 地域における男女共同参画促進総合支援事業.....	P.13
○ 地域における女性活躍促進事業.....	P.14

施策名	都市再生安全確保計画策定事業費補助金											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	91 (100)		
												公共	非公共						
												—	○	—	—				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続		
	—											○		—					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		都市再生特別措置法 第19条の13	
概要 (支援の仕組み等)	都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画の作成に必要な地方公共団体等が実施する基礎データの収集・分析等に要する経費に対して、補助を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	一 市町村(特別区を含む。) 二 都道府県 三 民間事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	対象事業に要する経費の2分の1以内の額を補助 ・地域内の滞在人口の推計 ・地域内の建築物の耐震性能に係るデータの収集・分析 ・ライフラインの防災性能に係るデータの収集・分析 ・地域内の退避場所に係る現況調査 ・地域内の退避施設に係る現況調査 ・退避者の退避行動シミュレーション ・退避経路の安全性の検証 ・退避者の退避場所・退避施設への収容状況の分析 ・その他都市再生安全確保計画の作成に必要なデータの収集・分析等																		
想定する具体的効果	大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制及び立地企業の業務継続性の確保が図られるとともに、都市再生が推進されます。																		
支援手続 (申請～交付決定)	補助金を受ける手順は、以下のとおり。 なお、本事業の活用にあたっては事前にご相談ください。 (都市再生安全確保計画策定事業費補助金交付要綱(平成25年5月16日府地活第222号)) ① 補助事業者が内閣府に対し補助金交付の申請 (補助事業者が民間事業者等の場合は地方公共団体を通じて申請) ② 申請内容が適当だと認められるときは、内閣府が補助金の交付を決定し補助事業者に通知 ③ 補助事業者による補助事業の実施 ④ 補助事業者は、補助事業の完了後、内閣府に補助事業の実績を報告 ⑤ 内閣府は実績報告の内容の審査後、補助金の額を決定し、補助事業者に通知 ⑥ 内閣府が補助事業者に対し補助金を交付																		
変更のポイント																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT バージョン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間 交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若 者活躍促進	教育	ICT、情報 通信		コンテ ンツ	環境・ エネル ギー
	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	内閣府																		
担当課室	地域活性化推進室											電話(直通)		03-5510-2171					
URL	<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiki/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiki/</a>																		

施策名	国家戦略特区に係る税制上の特例										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-																													
											公共	非公共																																	
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)																								
	○										-										-		新規																						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)										地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)										根拠法令等		国家戦略特別区域法												
	8ページ 14行 46ページ 25行										12ページ 18行										-																								
概要 (支援の仕組み等)	国家戦略特区において、産業の国際競争の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして、我が国の経済社会の活力の向上等に寄与することが見込まれる事業を行う事業者を支援するため、設備投資減税、研究開発税制の特例、固定資産税の特例を創設。 ※「特別償却又は税額控除」の即時償却、「研究開発税制の特例」及び「固定資産税の特例」については、特定中核事業(先端的技術を活用した医療等医療分野が対象)に適用される。																																												
支援対象者 (実施主体)	認定された国家戦略特別区域計画の税制対象事業の実施主体(事業者)																																												
支援内容 (単価・水準等)	○特別償却又は税額控除 国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められたものが、国家戦略特区内において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除の措置を講ずる。(特定中核事業については即時償却が可能) ○研究開発税制の特例 即時償却の適用を受ける特定中核事業の用に供された開発研究用資産について、即時償却に加え、その減価償却費の12%を税額控除できる措置を講ずる。 ○固定資産税の特例 特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業の実施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を講ずる。 ○国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置 国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、都市再生特別措置法の認定があったとみなされる。この場合に、都市再生緊急整備地域において行われる都市再生事業の課税の特例(割増償却及び登録免許税の軽減等)の適用を認める措置を講ずる。																																												
想定する具体的効果	国家戦略特別区域計画の推進により、世界で一番ビジネスのしやすい環境を創出し、民間投資の喚起を促進することによって、日本経済を停滞から再生へとつなげていくことが期待される。																																												
支援手続 (申請～交付決定)	調整中																																												
変更のポイント	-																																												
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																																								
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他																										
																				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
省庁名	内閣府																																												
担当課室	地域活性化推進室													電話(直通)		03-5510-2464																													
URL	<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/</a>																																												



施策名	総合特区推進調整費										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	9,500  (12,400)				
											公共	非公共								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)				
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備		継続	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等	総合特別区域法
	47ページ、4行										18ページ、3行									
概要 (支援の仕組み等)	<p>○地域の戦略・提案に基づく総合特区計画の実現を支援するため、各省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完。</p> <p>○地域の主体的取り組みを支援する観点から、目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえて使途を確定し、関係府省に移し替えて執行。</p>																			
支援対象者 (実施主体)	認定された総合特別区域計画の実施主体(都道府県、市町村、事業者等)																			
支援内容 (単価・水準等)	総合特区1地区あたりの調整費の年間支出は以下を限度とする。 ○国際戦略総合特区 20億円 ○地域活性化総合特区 5億円																			
想定する具体的効果	我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点形成による国際競争力の向上(国際戦略総合特区)や、地域資源を最大限活用した地域力の向上(地域活性化総合特区)が期待される。																			
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手続は、以下のとおり。 ①地方公共団体、実施主体等により構成される地域協議会の協議を経て、地方公共団体が総合特別区域指定を申請。 ②総合特別区域推進本部(本部長:内閣総理大臣)の意見を聴いて、内閣総理大臣が指定。 ③国と地方の協議会で、新たな規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を協議。 ④地方公共団体が総合特別区域計画を作成し、内閣総理大臣が認定。 ⑤計画に記載された事業について、各省の予算制度を重点的に活用。なお不足する部分を調整費で機動的に補完。 ※執行にあたって、内閣府から関係省庁に調整費予算を移替え。実施主体から移替え先省庁に交付申請等を行う。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT・ヘルソン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ		環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
省庁名	内閣府																			
担当課室	地域活性化推進室										電話(直通)			03-5510-2159						
URL	<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiki/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiki/</a>																			



施策名	国際戦略総合特区に係る税制上の特例										予算		税制	法制度	予算額(百万円)				
	公共		非公共		予		算		上段:平成26年度当初		(下段:前年度当初予算)								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		総合特別区域法						
	47ページ、4行		18ページ、3行																
概要 (支援の仕組み等)	国際戦略総合特区において、我が国の経済のけん引役となることが期待される産業の拠点形成に資する投資の促進、拠点の国際競争力強化のための環境整備のための、法人税の軽減措置。																		
支援対象者 (実施主体)	認定された国際戦略特別区域計画の実施主体(事業者)																		
支援内容 (単価・水準等)	事業者は下記の3つの特例措置から1つを選択して適用を受けることができる。 ○①投資税額控除または②特別償却 国際戦略総合特区内で当該特区に係る総合特区計画に記載された特定国際戦略事業の用に供する機械、建物及び器具・備品等を取得してその事業の用に供した場合の特別償却又は税額控除制度。 ○③所得控除 専ら、総合特区で適用される規制の特例措置等の適用を受けて行う特定国際戦略事業で総合特区計画に記載されたものについて、当該事業による所得の20%を課税所得から控除する制度。																		
想定する具体的効果	我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点形成による国際競争力の向上が期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手続は、以下のとおり。 ①地方公共団体、実施主体等により構成される地域協議会の協議を経て、地方公共団体が総合特別区域指定を申請。 ②総合特別区域推進本部(本部長:内閣総理大臣)の意見を聴いて、内閣総理大臣が指定。 ③国と地方の協議会で、新たな規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を協議。 ④地方公共団体が総合特別区域計画を作成し、内閣総理大臣が認定。 ⑤事業者が計画に記載された事業の実施法人として指定するよう申請。地方公共団体が指定。 ⑥実施法人が指定に係る事業を実施し、事業の実施状況報告を行う。 ⑦報告を受けた地方公共団体が、事業を適切に実施していると認めた場合、事業の実施状況に係る認定を行う。 ⑧認定を受けた実施法人が確定申告を行い、課税の特例を受ける。																		
変更のポイント	国際戦略総合特区税制について2年間延長。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IPヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	内閣府																		
担当課室	地域活性化推進室										電話(直通)		03-5510-2464						
URL	<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/</a>																		

施策名	地域活性化総合特区に係る税制上の特例										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-				
											公共	非公共								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)				
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備		継続	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等	総合特別区域法
	47ページ、4行										18ページ、3行									
概要 (支援の仕組み等)	地域の戦略・提案に基づく総合特区に関する計画の実現を支援するため、地域活性化総合特区において、地域の志のある資金を結集するための措置。																			
支援対象者 (実施主体)	地域活性化総合特区計画に定められた事業を行う中小企業として、地方公共団体の指定を受けた株式会社が発行する株式を取得した個人																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>地域活性化総合特別区域の認定を受けたエリアにおいて、社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)である特定地域活性化事業を行う中小企業として地方公共団体が指定した者に対して、個人が出資した場合、当該個人について税制上の優遇措置を適用。</p> <p>○出資に係る所得控除 社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から(出資額-2,000円)を控除する制度。</p>																			
想定する具体的効果	地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待される。																			
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受けるまでの手続は、以下のとおり。</p> <p>①地方公共団体、実施主体等により構成される地域協議会の協議を経て、地方公共団体が総合特別区域指定を申請。</p> <p>②総合特別区域推進本部(本部長:内閣総理大臣)の意見を聴いて、内閣総理大臣が指定。</p> <p>③国と地方の協議会で、新たな規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を協議。</p> <p>④地方公共団体が総合特別区域計画を作成し、内閣総理大臣が認定。</p> <p>⑤事業者が計画に記載された事業の実施法人として指定するよう申請。地方公共団体が指定。</p> <p>⑥指定後に、個人と実施法人の間に株式投資契約を締結、実施法人は地方公共団体へ報告。</p> <p>⑦それを受けた地方公共団体が、事業が適切に実施される見込みであることを認定。</p> <p>⑧実施法人は認定書交付証明書を個人へ交付。個人は金銭を払い込む。</p> <p>⑨実施法人は個人ごとの払い込みによる株式取得の確認申請を行い、地方公共団体は確認後、確認書を交付。実施法人は確認書を個人へ送付。</p> <p>⑩実施法人は事業を行った実施状況を地方公共団体へ報告する。</p> <p>⑪報告を受けた地方公共団体が、事業を適切に実施していると認めた場合、事業の実施状況に係る認定を行う。</p> <p>⑫実施法人は個人へ認定された旨を証する書面を交付。</p> <p>⑬個人は確定申告を行い、課税の特例を受ける。</p>																			
変更のポイント	地域活性化総合特区税制について2年間延長。																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT・ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
省庁名	内閣府																			
担当課室	地域活性化推進室										電話(直通)		03-5510-2464							
URL	<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/</a>																			

施策名	地域再生基盤強化交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	45,118  (50,220)			
											公共	非公共							
											○	-	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	-										○		-		地域再生法(平成17年法律第24号)第13条第1項				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		
-										17頁_第2章 4.(1) 特色を活かした地域づくり		-							
概要 (支援の仕組み等)	<p>○地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が作成した地域再生計画(内閣総理大臣の認定が必要)に基づき、道・汚水処理施設・港の3つの分野において、必要な施設を分野横断的に整備する内容の計画に対して、国が交付金を交付。</p> <p>○地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、地方の自主性・裁量性を高めた地域再生法に基づく地域再生基盤強化交付金を交付。</p> <p>○交付金を交付する期間は、交付金の交付が開始される年度から、概ね5年以内。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体(都道府県、市町村 等)																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>○地域再生法の規定により、地方公共団体作成の地域再生計画に基づき、省庁の所管を超える2種類以上の施設の一体的な整備に対して支援を行う。</p> <p>○地域再生基盤強化交付金の対象分野 ・道整備(市町村道、広域農道、林道) ・汚水処理施設整備(公共下水道、集落排水施設、浄化槽) ・港整備(地方港湾、第一種・第二種漁港)</p>																		
想定する具体的効果	<p>○道・汚水処理施設・港の3つの分野ごとに一体的に取り組むことで、重複投資や効果発現時期の不一致等による無駄を排除。</p> <p>○各事業について連携が取れた予算配分が可能。</p> <p>○年度途中において、地方の裁量により必要な事業に予算の充当が可能となり、効率的な事業実施につながる。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <p>○地方公共団体が地域再生計画の認定申請をし、内閣府が計画を認定</p> <p>○地方公共団体より、内閣府へ予算要望</p> <p>○内閣府において予算配分計画を作成し、関係省庁に移替</p> <p>○移替先省庁より、地方公共団体に内示</p> <p>○地方公共団体より、移替先省庁に交付申請</p> <p>○移替先省庁より、地方公共団体に交付</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	内閣府																		
担当課室	地域活性化推進室										電話(直通)		03-5510-2458						
URL	<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html</a>																		

施策名	地域再生支援利子補給金											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	250  (223)		
												公共	非公共						
												—	○	—	—				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続		
	—											—		—					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)						根拠法令等		地域再生法第14条及び第15条					
—											—		—						
概要 (支援の仕組み等)	<p>地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を推進するために実施する事業を行う者が、当該事業を実施するうえで必要な資金を金融機関から借り入れる場合に、国が指定した指定金融機関に対して利子補給金を支給(利子補給率は0.7%以内、支給期間は5年間)。また、具体的実施事業を記載する特定地域再生事業に基づく場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることについては指定要件としない。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	地域再生に資する事業を実施する企業等に対して融資を行う金融機関であって、あらかじめ内閣総理大臣の指定を受けたもの(指定金融機関)																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>○ 利子補給率は、0.7%以下。 ○ 支給対象期間は、利子補給契約に係る貸付が最初に行われた日から起算して5年以内。</p>																		
想定する具体的効果	平成25年度について、支給対象となる融資は90億円を見込んでいる。なお、平成20年度には20億円、平成21年度には47.5億円、平成22年度には65億円、平成23年度には110億円、平成24年度には112億円の融資が実行された。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>手順は以下のとおり。 ① 地方公共団体が金融機関を含む地域再生協議会を組織し、地域再生計画を作成(特定地域再生事業の場合を除く。) ② 地方公共団体が地域再生計画の認定申請をし、内閣府が計画を認定。 ③ 金融機関の申請により、要件を満たす金融機関を内閣府が指定。 ④ 企業等の事業が認定地域再生計画に資するかどうかを地方公共団体が確認後、内閣府が当該事業の事業者を推薦。 ⑤ 指定金融機関が、認定計画に資する事業を行う企業等に対して融資。その後、内閣府と指定金融機関が利子補給契約を締結。 ⑥ 内閣府が指定金融機関に利子補給金を支給。これにより、企業等が指定金融機関へ融資の返済時に利子補給率が低減。</p>																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IPヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	内閣府																		
担当課室	地域活性化推進室											電話(直通)		03-5510-2473					
URL	<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html</a>																		

施策名	特定地域再生事業費補助金											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	200  (300)			
												公共	非公共							
												○	—	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			変更			
	—											—		—						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		—		
—											—		—		—					
概要 (支援の仕組み等)	少子高齢化への対応など全国の地域に共通する重要な政策課題(以下「特定政策課題」という。)の解決に資する総合的な地域再生計画の策定・事業の実施を支援。 <b>【特定地域再生計画策定事業】</b> 特定政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、協議会を設置して地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図るため、調査等を実施する場合に補助金を交付。 <b>【特定地域再生計画推進事業】</b> 地方公共団体や地域再生推進法人等に対し、特定政策課題の解決に資する地域再生計画に記載され、かつ、複数の事業を一体的に展開することで相まって効果を発揮する取組について、補助金を交付。																			
支援対象者 (実施主体)	<b>【特定地域再生計画策定事業】</b> 地方公共団体 <b>【特定地域再生計画推進事業】</b> 地方公共団体、公共的団体、NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者																			
支援内容 (単価・水準等)	<b>【特定地域再生計画策定事業】</b> 補助率:定額(上限10,000千円) <b>【特定地域再生計画推進事業】</b> 補助率:1/2																			
想定する具体的効果	特定政策課題の解決に資する地域再生計画に基づく取組に重点投資がなされることにより、地域において地域再生の戦略的な取組が強化されるとともに、当該取組から全国に波及するモデル事業を構築することによって、我が国全体の成長につながっていくことが期待される。																			
支援手続 (申請～交付決定)	<b>【特定地域再生計画策定事業】</b> ①事業の選定を受けようとする地方公共団体は、事業計画書を内閣府に提出。 ②内閣府は、外部有識者等の評価を踏まえ、補助対象事業を選定し、地方公共団体に選定結果を通知。 ③選定通知を受けた地方公共団体は、交付申請書を内閣府に提出。 ④内閣府は、地方公共団体へ交付決定を通知。 <b>【特定地域再生計画推進事業】</b> ①事業の選定を受けようとする地方公共団体等は、事業計画書を内閣府に提出。 ②内閣府は、外部有識者等の評価を踏まえ、補助対象事業を選定し、地方公共団体等に選定結果を通知。 ③選定通知を受けた地方公共団体は、特定地域再生事業が記載された地域再生計画を内閣府に申請。 ④内閣府は地方公共団体より申請があった地域再生計画を認定。 ⑤地方公共団体等は、交付申請書を内閣府に提出。 ⑥内閣府は、地方公共団体等へ交付決定を通知。																			
変更のポイント	NPOや民間企業等が参加する協議会を設置し、複数の事業を一体的に展開するなど、地域の課題に総合的に取り組むものに補助対象を重点化。																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT・ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ		環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
省庁名	内閣府																			
担当課室	地域活性化推進室											電話(直通)		03-5510-2475						
URL	<a href="http://www.kantei.go.jp/ip/singi/tiiki/tiikisaisei/">http://www.kantei.go.jp/ip/singi/tiiki/tiikisaisei/</a>																			

施策名	特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	— —			
												公共	非公共							
												—	—	○	○					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策		区分(新規・継続・変更)						
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					
	—											○		—		継続				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	○地域再生法第16条 ○租税特別措置法第37条の13第1項第4号			
概要 (支援の仕組み等)	<p>認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業を実施する株式会社により発行される株式を個人が取得した場合に、当該個人に対する所得税の特例を適用。</p> <p>【対象事業】 ①社会福祉の増進に関する事業 ②環境保全に関する事業</p>																			
支援対象者 (実施主体)	個人																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>①投資時点 投資額を他の株式譲渡益から控除</p> <p>②売却等により損出が発生した場合 損出を翌年以降3年間にわたって株式譲渡益から控除</p>																			
想定する具体的効果	特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から資金を集めることができる。																			
支援手続 (申請～交付決定)	<p>①内閣総理大臣による地域再生計画の認定</p> <p>②地域再生計画に定める特定地域再生事業を行う株式会社として、地方公共団体に対して会社確認の申請</p> <p>③地方公共団体が確認</p> <p>④事業年度ごとに事業報告</p>																			
変更のポイント																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
省庁名	内閣府																			
担当課室	地域活性化推進室											電話(直通)		03-5510-2475						
URL	<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html</a>																			

施策名	特定地域再生事業に係る地方債の特例											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	— —			
												公共	非公共							
												—	—	—	○					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	—											—		—						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		地域再生法第17条		
概要 (支援の仕組み等)	認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業(施設の統廃合等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業)で、総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができるものとする。 <b>【対象事業】</b> 施設の統廃合等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業(地域再生法第5条第4項第3号のハ)																			
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体																			
支援内容 (単価・水準等)	現行制度では地方債の対象経費は建設事業等に限定されており、施設の除却について新たな施設の建設に伴うもののみ対象とされているが、認定地域再生計画に記載された特定政策課題の解決を図るための公共施設等の除却に係る事業については、除却のみでも国庫補助金の対象となる事業を地方債の対象事業とする。																			
想定する具体的効果	特定政策課題の解決に資する。																			
支援手続 (申請～交付決定)	①特定地域再生事業(施設の統廃合等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業)で、総務省令(※)で定めるものが記載された地域再生計画の認定申請 ②上記①により申請があった地域再生計画の内閣総理大臣認定 (※)地域再生法第十七条に規定する事業を定める省令(平成二十四年十一月一日総務省令第九十五号) 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の規定に基づき、地域再生法第十七条に規定する事業を定める省令を次のように定める。 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条に規定する同法第五条第四項第三号ハに規定する事業で総務省令で定めるものは、国庫補助金の交付の対象となる同号ハに規定する事業とする。 附則 この省令は、地域再生法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十四号)の施行の日(平成二十四年十一月一日)から施行し、平成二十四年度の地方債から適用する。																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IPヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
省庁名	内閣府																			
担当課室	地域活性化推進室											電話(直通)		03-5510-2475						
URL	<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html</a>																			

施策名	地域における男女共同参画促進総合支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	49 (35)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備						
	—										—		○			継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等	男女共同参画社会基本法		
概要 (支援の仕組み等)	<p>男女共同参画の視点を取り入れ、多様な主体の連携・協働による実践的な活動が行われるよう、地域の主体的な取組を促進するため、アドバイザー派遣、人材育成、モデル事業による総合的な支援を実施。</p> <p>○地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業 男女共同参画の取組が遅れている地域(主に町村)の取組を支援するため、男女共同参画計画の改定又は策定に関する事業について優先的に採択し、アドバイザーを派遣する。</p> <p>○男性にとっての男女共同参画促進のための人材育成事業 男女共同参画の視点を取り入れた多様な主体の連携・協働による地域の実践的・主体的な活動に対して、人材育成プログラムを開発する。</p> <p>○地域防災における男女共同参画の推進事業 地域の実情に合わせた男女共同参画の視点からの防災・復興のモデル的な取組を実施し、その効果や課題を明らかにする。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	<p>○地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業 アドバイザー本人。なお、事業の実施主体は主に地方公共団体。</p> <p>○男性にとっての男女共同参画促進のための人材育成事業 キーパーソン本人。なお、地方公共団体等はキーパーソンに講演していただき、働き方の見直しや家事育児参画について地域等に広められるようになる。</p> <p>○地域防災における男女共同参画の推進事業 地方公共団体又は民間団体(地方公共団体と関係団体で構成される協議会等)</p>																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>○地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業 旅費及び謝金を支援する。</p> <p>○男性にとっての男女共同参画促進のための人材育成事業 キーパーソンとなる者に対し、自身の働き方の見直しや家事育児参画の経験を地域等で伝えられるよう、キーパーソン育成セミナーを開催する。</p> <p>○地域防災における男女共同参画の推進事業 企画公募で選定した事業の実施に必要な経費について、予算の範囲内で委嘱契約を行う。</p>																		
想定する具体的 効果	<p>○地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業 男女共同参画計画の改定又は未策定の市町村における計画策定が進む。</p> <p>○男性にとっての男女共同参画促進のための人材育成事業を実施することにより、地域における男性の意識改革や働き方の見直しを先導するキーパーソンが育成され、地域における男女共同参画が推進される。</p> <p>○地域防災における男女共同参画の推進事業 男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となることが進み、地域の実情に応じた男女共同参画の視点からの防災・復興体制が整備される。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>○地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業 ・地方公共団体は、内閣府へ申請書を提出 ・内閣府は、申請書の審査を行って採択し、地方公共団体に結果を通知 ・地方公共団体は実施予定書を作成し、内閣府へ提出</p> <p>○男性にとっての男女共同参画促進のための人材育成事業 ・地方公共団体等は、内閣府へキーパーソンとなる者を推薦 ・内閣府は、必要に応じて推薦書の審査を行って、地方公共団体等へ結果を通知 ・内閣府は、キーパーソン育成セミナーを開催</p> <p>○地域防災における男女共同参画の推進事業 ・地方公共団体等からの企画提案書の提出 ・有識者からなる企画審査会において選定 ・選定事業実施団体から事業計画書の提出 ・委嘱契約締結</p>																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○	—	—	—	○	○	—	—	—	—
省庁名	内閣府																		
担当課室	男女共同参画局										電話(直通)		03-6257-1355						
URL	<a href="http://www.gender.go.jp/">http://www.gender.go.jp/</a>																		

施策名	地域における女性活躍促進事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	21 (21)		
	公共		非公共																
	—		○																
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)					
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					○		変更			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		男女共同参画社会基本法						
	P33 27行目後半～28行目		P16 2行目後半～3行目前半			—													
概要 (支援の仕組み等)	<p>女性活躍推進に向けた取組を推進するため、地域における女性活躍推進モデル事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の活躍推進の取組に向けた企業への働きかけ、支援事業</li> <li>・女性の活躍推進に向けた地域におけるセミナー等開催事業</li> <li>・ロールモデル、メンターに関する事例収集・情報発信事業</li> </ul>																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体又は民間団体(地方公共団体と関係団体で構成される協議会等)																		
支援内容 (単価・水準等)	企画公募で選定した事業の実施に必要な経費について、予算の範囲内で委嘱契約を行う。																		
想定する具体的効果	各地域の実情、特性に応じた事業を実施することで、その効果や課題が明らかとなる。また、事業成果を広く共有することにより、モデル的な取組の他地域への横展開が図られ、それぞれの地域に応じた多様な女性の活躍促進の取組が進む。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体等からの企画提案書の提出</li> <li>・有識者からなる企画審査会において選定</li> <li>・選定事業実施団体から事業計画書の提出</li> <li>・委嘱契約締結</li> </ul>																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
省庁名	内閣府																		
担当課室	男女共同参画局											電話(直通)		03-6257-1355					
URL	<a href="http://www.gender.go.jp/">http://www.gender.go.jp/</a>																		